

わたしも 子どもを もちたかった

ゆう せい ほ ご ほう ひ がい もん だい
優生保護法被害問題とむきあうために

やく ねん まえ ゆう せい ほ ご ほう ほう りつ しょう がい
約70年前に、優生保護法という法律ができました。障害のある
ひと ほう りつ ほん にん なん せつ めい
人のなかには、この法律にそつて、本人への何の説明もないまま、
こ しゅ じゅつ きょう せい ふ にん こ
子どもができなくなる手術(強制不妊)や、おなかにいる子どもが
う しゅ じゅつ にん しん ちゅう ぜつ ひと
産まれなくなる手術(妊娠中絶)をうけさせられた人がいます。
ほう りつ やく ねん お いま こころ からだ きず
法律は約20年まえに終わりましたが、今も心と体を傷つけられて
くる おも ひと
苦しい思いをしている人がたくさんいます。

わたしたちは、この問題をたくさんの人に知ってもらい、そして
しゅ じゅつ う ひと ひ がい しゃ かんが
手術を受けさせられた人(被害者)のみなさんといっしょに考え、
こう どう ひと
行動するために、このパンフレットをつくりました。たくさんの人に
よ おも
読んでほしいと思います。

はっ ころ しゅ へん しゅう ゆう せい ほ ご ほう ひ がい もん だい だん とう ほう ころ び ねん がつ び
発行者：きょうされん (編集：優生保護法被害問題担当チーム) 発行日：2019年3月6日
とうきょうと なかの く ちゅう ぶ とうきょうと せい せい りん かい かん かい だん ね
〒164-0011 東京都中野区中央5-41-18 東京都生協連会館4階 電話 03-5385-2223 / ファクス 03-5385-2299
E-mail zenkoku@kyosaren.or.jp URL <http://www.kyosaren.or.jp>

このパンフレットのデータは、きょうされんのホームページからダウンロードできます

なぜ、そんなひどい手術がおこなわれたのか

優生保護法のはじまり

日本では、1945年に第2次世界大戦がおわると、人口が増えて食べものがたりなくなりまし
た。そこで、国は健康な国民だけにするため、優生保護法（1948年～1996年）をつくりました。
この法律が、障害や病気のある人に子どもができなくなる手術（強制不妊）を認めたのです。
また、おなかの子どもが産まれなくなる手術（妊娠中絶）も認めました。

世界に広がった優生思想

19世紀の終わりから20世紀のはじめにかけて、国を強くするためには強い人や優れた人だけ
が必要だから、障害や遺伝する病気のある人などはいないほうがよいという考え方がアメリカ
やヨーロッパなどでひろがりました。これは優生思想といい、日本の優生保護法は、この考え方
の影響をうけたのです。第2次世界大戦のときに障害のある人やユダヤ人をたくさん殺したナチ
スドイツや、「津久井やまゆり園」事件の被告も、この考え方をもっていました。



アメリカ



1907年～1960年代

1907年に、世界初の断種（子どもができなくなる手術）のための法
律が、アメリカのインディアナ州で制定された。1923年までには、32
州に広がっていた。アメリカの断種政策は、1960年代まで続いた。

スウェーデン



1934年～1975年

1934年に、スウェーデン不妊法（断種法と同じ意味）が制定され、
1941年に改正されて、1975年まで続く。正式名称は、「特定の
精神病患者、知的障害者、その他の精神的無能力者の不妊化に関す
る法律」。

ドイツ



1933年～2007年

1933年に、「遺伝性疾患子孫予防法（断種法）」が制定され、実際
にはドイツの敗戦とともに効力を失う。正式な廃止は、2007年。

日本



1948年～1996年

1948年に、優生保護法が制定され、1996年に母体保護法にかわる
まで続く。

どれだけの人が手術を受けたの？ ～被害の実態～

いったい何人の人が

優生保護法により1949年から1996年までの48年間の被害者の数は表のとおりですが、実際にはもっと多いのではないかとわれています。また本人が同意した場合でも、病院や施設の職員、家族や親せきなどから言われて、何もわからないまま、手術をされた人もたくさんいたことでしょう。

強制不妊手術	本人の同意なし	16,475人
	本人の同意あり	8,518人
妊娠中絶		58,972人
合計		83,965人

〈2018年5月24日 厚労省提出資料〉

うばわれた人権

被害者のみなさんは障害などを理由に国から「劣っている人」「弱い人」ときめつけられ、かけがえのない心と体を傷つけられました。こうして、子どもをもつか、もたないかを自分で決める大切な権利をうばったのですから、国がしたことは、日本国憲法第13条の個人を大事にする権利や幸せをもとめる権利などに反しています。また、障害者権利条約17条などにも反しています。

被害者の思い

2018年12月12日、大阪での裁判で原告の女性は「手術はいたかった。今も傷が残っている。お父さん（ご主人）からあとつぎがほしいと言われ、産みたかったが産めなかった。もとのからだに毛どしてほしい」とうたったえました。手術から何十年たっても、心と体の傷に苦しんでいるのです。

日本国憲法 第13条 【個人の尊重と公共の福祉】

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

障害者権利条約 第17条 【個人をそのままの状態で見守ること】

すべての障害者は、他の者との平等を基礎として、その心身がそのままの状態で見守られる権利を有する。

苦しめられた人たちと、 ゆるせない国のいいわけ

障害団体などのとりくみ

優生保護法のもとで、優生思想が社会に深く入りこみ、障害は不幸なものだという考え方がひろがっていきました。そうした中で、被害者は声をあげることはできませんでした。また、女性の生理の介助が大変なので、生理がおきないように子宮をとる手術がおこなわれるなどの人権侵害もおきるようになってきました。

こうしたひどいことを障害団体や女性団体などがうったえた結果、1996年に優生保護法は母体保護法にかわり、障害のある人を差別する条文は削除されました。1997年には、「優生手術に対する謝罪を求める会」が発足し、調査と検証（なぜ被害がおきたのかをあきらかにすること）、謝罪（被害者にきちんとあやまること）と補償（あやまる気持ちであらわすために、被害者にお金をはらうこと）などを求めてきました。

国はどうやってきたか

優生保護法がおわってからの「優生手術に対する謝罪を求める会」との話しあいなどで、国は子どもができなくなる手術などについて、法律にもとづいて適切におこなわれたので問題はなかったと主張しつづけました。つまり、優生保護法の時代はこうした手術などが障害のある人への差別だとはわからなかったし、法律を守っただけなので問題はないということです。ですから、国は調査を行なわないだけでなく、謝罪も補償もすべて拒否しました。



1945年	第2次世界大戦が終わり、日本は戦争に負けた
1947年	戦争の反省を生かした日本国憲法がはじまる
1948年	優生保護法がはじまる 法律の目的「不良な子孫の出生を防止する」 「障害や病気をもつ子どもなどは生まれないようにする」という意味
1996年	優生保護法から母体保護法に変わる

ようやくはじまった 裁判と国会でのとりくみ

被害者の勇気が社会を動かした

「優生手術に対する謝罪を求めると」が電話相談をはじめると、宮城県の飯塚淳子さん（仮名）が1963年、16歳のとき何も知らされずに子どもができなくなる手術をうけさせられたと連絡しました。2015年6月、飯塚さんは日本弁護士連合会（日弁連 弁護士のあつまり）に「わたしの人権をとりもどしてほしい」とうたえます。これをうけ、2017年2月に日弁連が、優生保護法のもとでおこなわれた手術などへの補償などをもとめる意見※を発表しました。

これをニュースで知った宮城県の佐藤由美さんと義理のおねえさんの路子さん（ともに仮名）が宮城県にはたらきかけると、由美さんが15歳のときに子どもができなくなる手術をした記録が見つかったのです。由美さんは国を相手に裁判をする決意をかため、新聞やテレビでいっせいに報道されました。長い間かかって、やっと社会がこの問題に注目するようになったのです。現在、全国各地で多数の被害者が国を相手に裁判に立ち上がっています。

※日弁連意見書HP

https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2017/opinion_170216_07.pdf



裁判で被害者が国に求めていること

- 障害を理由に、子どもをもってはいけないと勝手に判断したのは憲法違反
- 障害を理由に、子どもをもち育てる権利をうばったのは憲法違反
- 障害を理由に、残酷な方法で被害者の心と体を傷つけたことは憲法違反

被害者の声は国会にも

被害者の声は国会を動かし、2018年3月にはこの問題を考えるために超党派の議員連盟（いろいろな政党が集まった議員の集まり）と、与党の作業部会が相ついでつぐられ、被害者のためのあらたな法律づくりがはじまりました。

ほかの国や国連のとりくみ

ほかの国はどうしたか

いくつかの国は、昔、障害などを理由に子どもができなくなる手術などをしたことを、被害者にあやまっています。スウェーデンでは1935年から1975年の間に約63,000人が、子どもができなくなる手術をうけさせられました。1997年にこのことがニュースなどで伝えられると大きな社会問題になり、国はすぐに調査のための委員会をつくりました。そして1999年5月には法律をつくって被害者にあやまり、一人約250万円（175,000クローナ）の補償金をはらいました。

ドイツでも1980年から被害者一人約60万円（5,000マルク）の1回かぎりの補償がはじまり、1988年からはこれに加えて毎月約12,000円（100マルク）の補償金をはらうことにしました。この毎月の補償金は2017年には約44,000円（352ユーロ）になっています。

国連の意見を無視しつづけた日本政府

日本の障害団体や女性団体などは、国連にこうした手術などの実態をまとめたレポートを提出しました。これをうけて、自由権委員会は1998年、日本政府に被害者への補償などのための法律をつくることを求めました。また女性差別撤廃委員会も2016年、被害を調査することや加害者を罰すること、被害者への補償などを求めています。

しかし日本政府は、優生保護法という法律を守っただけで悪いことはしていないので、被害者に補償する考えはないという立場をかえませんでした。



国連の女性差別撤廃委員会が日本政府にだした意見より

日本政府は加害の状況を調べ、加害者（手術をすすめた人など）を訴える必要があります。また、日本政府はすべての被害者が法律によって救われるようにし、あやまる気持ちをこめてお金を払い、被害者の心と体の負担をへらす必要があります。

おな 同じあやまちをくりかえさない ために

ひがいしゃ なつとく ほうりつ 被害者が納得する法律をつくること

2019年1月、国会では、手術された人のためのあたらしい法律づくりがはじまりました。法律には国がきちんとあやまること、十分な補償をすること、全員が救われるようにすることなど、被害者のねがいが十分に反映されるべきです。手術された人は歳をとってきているので、急がなければいけません。

くに しょうがい ひと じんけん なぜ国が障害のある人などの人権をうばったのか、 しっかり調べること

すべての人がひとしく持っている人間の権利をうばうことは、けっしあってはならないことです。これをくりかえさないためには、なぜこんな法律ができたのか、国は長い間なぜこの問題を見て見ぬふりをしてきたのかなどをしっかりと調べる必要があります。裁判で明らかにするとともに、被害者や障害団体の代表などもいっしょに検証するべきです。

ゆうせい ほごほう 優生保護法のもとでおこなわれた しゅじゅつ しりょう あつ ほぞん 手術などの資料を集めて保存すること

あやまちをくりかえさないために、資料を集めて保存する必要があります。国や都道府県の資料はもちろん、できれば個人がもっている記録なども大切に保存できるとよいと思います。



ゆうせいほごほうしよしょう
優生保護法訴訟はじまる (2018年1月30日、仙台地裁)



とうは
党派をこえた議員連盟が発足 (2018年3月6日)

<以下の資料も参考にしてください>

- ①日弁連は2018年12月にも意見を発表しました。 https://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2018/181220_2.html
- ②日本障害者協議会 (JD) は、2018年12月に提案書を出しました。 <http://www.jdnet.gr.jp/opinion/2018/181121.html>
- ③「わたしで最後にして ナチスの障害者虐殺と優生思想」 藤井克徳著 合同出版

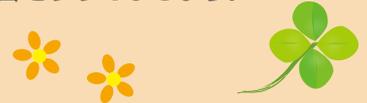
呼びかけ

きょうされんは1977年に結成しましたが、今まで優生保護法の被害について特別にとりくんできたことはありませんでした。でも、作業所や施設の利用者やその知り合いの中に、被害者がいるという話がとどくことはありました。わたしたちは、結成以来19年間この法律と同じ時期に活動しながら、その時も、そしてそれ以降もこの問題に注目してこなかったことを心から反省します。そのうえで、次のことを呼びかけます。

被害者のみなさんに呼びかけます。困っていることや悩んでいることはありますか。体のこと、心のこと、裁判のことなど、なんでもご相談ください。

きょうされん会員のみなさんに呼びかけます。一人でも多くの被害者が、泣き寝入りすることなく国の謝罪や補償を受けられるように、相談にのっていきましょう。

優生保護法の歴史、被害者を救うための法律や裁判のことなどについて、このパンフレットを活用して学習をすすめましょう。



裁判を応援しましょう。札幌地裁、仙台地裁、東京地裁、静岡地裁、大阪地裁、神戸地裁、熊本地裁などで、被害者が原告となり裁判をしています。この人たちを応援するために、裁判の傍聴やニュースなどでの宣伝、カンパ活動などにとりくみましょう。



相談窓口 **きょうされん** 電話番号：03-5385-2223 ファクス：03-5385-2299

各地の弁護団の相談窓口（2019年3月現在）

都道府県	事務所名	担当弁護士名	電話番号	ファクス
北海道	北海道合同法律事務所	小野寺信勝	011-231-1888	011-231-1785
青森	弁護士法人たいよう総合法律経済事務所	小西秀明	0178-46-1157	0178-46-1627
岩手	川上・吉江法律事務所	吉江暢洋	019-651-3560	019-651-3561
宮城	宇都・山田法律事務所	山田いずみ	022-397-7960	022-397-7961
福島	まき法律事務所	榎裕康	024-563-7030	
栃木	弁護士法人佐藤貞夫法律事務所	杉田明子	028-633-3840	028-633-3868
千葉	湊町法律事務所	中村紘章／土佐一仁	047-436-8390	047-436-8391
東京	五百蔵洋一法律事務所	関哉直人	03-5501-2151	03-5501-2150
神奈川	法律事務所インテグリティ	徳田暁	045-306-8528	045-263-6166
新潟	南魚沼法律事務所	黒岩海映	025-777-4144	025-777-4143
山梨	けやき通り法律事務所	中村光太郎	055-237-5802	055-237-5803
静岡	静岡合同法律事務所	荻大祐／佐野雅則／藤澤智実	054-255-5785	054-254-8949
岐阜	弁護士法人ぎふコラボ西濃法律事務所	山田秀樹	0584-81-5105	0584-74-8613
愛知	弁護士法人名古屋南部法律事務所 平針事務所	高森裕司	052-804-1251	052-804-1265
三重	リベラ法律事務所	馬場啓丞	059-351-8001	059-351-7499
石川	弁護士法人あさひ法律事務所	樋詰哲朗	076-232-0004	076-232-1104
福井	福井弁護士会	茂呂信吾	0776-43-0838	
滋賀	せせらぎ法律事務所	室田剛志	077-511-5858	
京都	縁法律事務所	和田浩	075-746-5482	075-746-5483
大阪	辻川法律事務所	辻川圭乃	06-6626-2437	06-6626-2438
兵庫	新神戸法律事務所	種谷有希子	078-599-5425	078-599-5424
奈良	松本・板野法律事務所	板野陽一	0742-20-6686	0742-20-6687
鳥取	弁護士法人やわらぎ	大田原俊輔	0857-29-6990	0857-29-6930
島根	熊谷法律事務所	熊谷優花	0852-67-6627	0852-67-6628
岡山	にしがわ総合法律事務所	杉山雄一	086-201-7830	086-201-7831
広島	鯉城総合法律事務所	原田武彦	082-227-2411	082-227-6699
徳島	藤澤法律事務所 池田事務所	櫻井彰	0883-87-8776	0883-87-8779
福岡	福岡第一法律事務所	國府朋江	092-721-1211	092-741-6638
長崎	長崎県弁護士会	魚住昭三	095-816-1332	095-816-1333
熊本	歩み法律事務所	松村尚美	096-351-1711	096-351-1722
大分	平山法律事務所	岡田壮平	097-538-2123	097-538-2124
宮崎	宮崎中央法律事務所	谷口純一	0985-24-8820	0985-22-2937
鹿児島	田中法律事務所	田中佐和子	099-210-7758	099-210-7796
沖縄	ゆい法律事務所	林千賀子	098-855-7435	098-855-7440

各地の弁護団の相談窓口の最新情報は、次のホームページでご確認ください。 <http://yuseibengo.wpblog.jp/aboutus>